

蒲郡市道路敷地寄附受納取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、蒲郡市公有財産管理規則（昭和39年蒲郡市規則第12号）第11条の規定に基づき、道路敷地（当該敷地内の道路施設も含む。以下「土地」という。）を市が寄附受納する場合に関し必要な事項を定め、円滑な事務手続が適正に行われることを目的とする。

(寄附受納する土地の条件)

第2条 市が寄附受納する土地は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、特定個人の利益を誘導するおそれのないものとする。

- (1) 既存市道又は認定外道路の一部として、概ね10年以上前から供用しており、公道として必要な土地であること。
- (2) 既存市道又は認定外道路の交差部又は屈曲部において、道路の円滑な走行及び視距改善に必要な隅切部の土地であること。
- (3) 既存市道又は認定外道路の道路機能を損なうことなく、道路の付替えを行うための土地であること。
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の後退道路部分の土地であること。
- (5) 道路寄附採納協議書の提出があり、市が適当と認める新たな土地又は既存市道の拡幅する土地であること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める土地であること。

2 前項各号の規定により市が寄附受納する土地は、次の各号のいずれにも適合しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるものについてはこの限りでない。

- (1) 寄附受納する土地は、抵当権、借地権等の所有権以外の権利が設定されていないものであること。
- (2) 寄附受納する土地に、道路として支障となる物件が設置、埋設されておらず、かつ、上空に存在しないこと。
- (3) 官民の境界が明示されていること。
- (4) 寄附受納する土地は、維持管理上支障がないよう、舗装等が整備されていること。ただし、蒲郡市狭あい道路に係る後退用地等の確保と整備に関する要綱

(令和3年6月1日施行。以下「狭あい道路整備要綱」という。)に基づき寄附する場合については、この限りでない。

(道路の付替えに伴う寄附受納の個別要件)

第3条 前条第1項第3号に規定する道路の付替えに伴う土地は、次の各号のいずれにも適合しなければならない。

- (1) 道路及び水路等の売払い申請書の提出があり、市が適当と認め、廃道が見込まれるものであること。
- (2) 寄附受納される土地の分筆登記が完了していること。
- (3) 寄附受納される土地に隣接する土地所有者の同意があること。
- (4) 寄附受納時の官民境界に、市の支給する境界杭等を設置すること。

(後退道路部分の寄附受納の個別要件)

第4条 第2条第1項第4号に規定する建築基準法第42条第2項の後退道路部分の土地は、次の各号のいずれにも適合しなければならない。ただし、狭あい道路整備要綱に基づき寄附する場合及び市長がやむを得ないと認めるものについてはこの限りでない。

- (1) 寄附受納される土地に隣接する土地所有者の同意があること。
- (2) 寄附受納時の官民境界に、市の支給する境界杭等を設置すること。

(道路寄附採納協議に伴う寄附受納の個別要件)

第5条 第2条第1項第5号に規定する道路寄附採納協議書の提出があり、市が適当と認める土地は、次の各号のいずれにも適合しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるものについてはこの限りでない。

- (1) 公共的に地域交通の利便性向上に資する道路であって、地区総代及び関係者の同意が得られるものであること。
- (2) 新たな道路については、地区総代から市へ、新規道路の要望書が提出されているものであること。
- (3) 蒲郡市開発・道路判定審査会及び愛知県知事が都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に該当しないと認めるものであること。
- (4) 蒲郡市道路認定取扱い要綱第3条各号に適合し、市道認定が見込まれるものであること。
- (5) 寄附される土地の所有者は3名以上であり、そのうちの1名が道路面積の半分以上を所有していないこと。

- (6) 寄附される土地に隣接する土地所有者に、寄附道路に伴う影響等を十分説明し、同意を得ること。
- (7) 寄附される土地の道路築造工事に合わせ、隣接する土地を切り盛りし、造成を行うときは、事前に市と協議し同意を得てから行うこと。
- (8) 新たな道路を寄附受納する時期は、市が行う道路構造物等の検査で適当と認めた後、概ね1年経過後に寄附受納を行うものとする。
- (9) 寄附される土地の分筆登記が完了していること。
- (10) 寄附受納時の官民境界に、市の支給する境界杭等を設置すること。

(事前協議)

第6条 土地を寄附しようとする者は、概要の分かる書類を作成し、事前に市と協議しなければならない。

(寄附の申請)

第7条 前条の協議を行った者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添付して市長へ申請しなければならない。

- (1) 寄附申出書
- (2) 位置図
- (3) 公図写し
- (4) 地積測量図
- (5) 登記原因証明情報及び登記承諾書
- (6) 全部事項証明書
- (7) 印鑑登録証明書
- (8) その他市長が必要とするもの

(手続に要する費用負担)

第8条 原則として、寄附の申出に伴う境界測量、分筆、相続及び所有権以外の権利抹消の登記等の費用、印鑑証明書の発行に係る費用は、申請者が負担し、所有権移転及び地目変更の登記の手続は、市が行い、当該手続に係る費用は、市が負担するものとする。ただし、狭あい道路整備要綱に基づき寄附する場合又は第2条第1項第1号及び第2号について、市長がやむを得ないと認める場合は、申請者が行うべき手続の一部又はすべてを市が行い、当該手続に係る申請者の負担すべき費用を市が負担することができる。

2 市長は、前条の規定による寄附の申出が虚偽若しくは不正の事実に基づいたも

のであることが判明した場合又は申請者の事由により土地の寄附受納ができない場合は、当該寄附に係る手続に要する費用を全て申請者に負担させるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月23日から施行する。